

==== 公布された条例のあらまし ====

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

有線放送電話に関する法律の廃止に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 有線放送電話に関する法律の廃止に伴う所要の規定の整備を行う。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、放送法等の一部を改正する法律の施行の日とする。